

日バス協業第87号  
平成30年4月6日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤憲一

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱についての一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、国土交通省自動車局の安全政策課長、旅客課長及び整備課長より、「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱についての一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

本通達は、

- これまで、乗合バス委託型管理の受委託で委託者の保有車両を使用する場合、受託事業者は委託事業者営業所に受託営業所を併設し運行管理及び整備管理を実施することとしていたが、一の系統の一部を受委託する場合には、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置できることを明確化する
- 一の系統の一部を受委託する場合であって、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置することとする場合は、受託者が自ら行う運行管理者及び整備管理者は、受委託事業の運行管理者及び整備管理者を兼務できることを明確化する

等の改正となっております。

つきましては、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

(問合せ先)

業務部 稲田

電話 : 03-3216-4014



国自安第270号の2  
国自旅第340号の2  
国自整第366号の2  
平成30年3月30日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について  
の一部改正について

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について（平成24年11月30日付け国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

○「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について（平成24年11月30日国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）  
の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
	国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 一部改正 平成24年12月19日 一部改正 平成25年10月 1日 一部改正 平成28年 9月23日 一部改正 平成30年 3月30日
各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長	自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長
「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について	「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について
先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通達したところであるが、その細部取扱を下記のとおり定めたので留意されたい。 なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会长及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。	先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を通達したところであるが、その細部取扱を下記のとおり定めたので留意されたい。 なお、項目番号及び項目名は同通達のそれらによる。 また、本件については、公益社団法人日本バス協会会长及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。
記	記
[1.] ~[9.] (略)	[1.] ~[9.] (略)
<b>10. 申請手続き等</b>	<b>10. 申請手続き等</b>
(1) ・① 一の系統の一部を受委託した場合で、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一敷地内に受託営業所を設置するときは、委託者の営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては陸運事務所。）に提出を求ることとする。 ・(略)	(1) <u>(新設)</u>
[11.] ~[12.] (略)	[11.] ~[12.] (略)
附 則 (略) 【別紙1】 1. ~ 2. (略) 3. 受委託内容	附 則 (略) 【別紙1】 1. ~ 2. (略) 3. 受委託内容

(2)

- ・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を証する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求ることとする。
- ・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことを証する書類の添付を求ることとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- ・運行管理者及び整備管理者の選任届出にあたっては、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記させるものとする。
- ・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。
- ・一の系統の一部を受委託した場合で、受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一敷地内に受託営業所を設置するときは、受託者が自ら行う一般乗合旅客運送事業の運行管理者及び整備管理者は、受委託事業の運行管理者及び整備管理者をそれぞれ兼務することができることとする。運行管理者の選任数については、受委託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う一般乗合旅客自動車運送事業の営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に応じることとする。

5. ~ 8. (略)

【別紙2】

1. ~ 8. (略)

#### 9. 受委託に基づき使用する事業用自動車

(1)

- ・受委託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受けることも可能だが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第4-1において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。
- ・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の写し又は移動円滑化基準の適用除外認定申請書の写しの添付を求ることとする。なお、移動円滑化基準の適用除外認定申請書の写しが添付された場合は、管理の受委託の許可後、移動円滑化基準の適用除外認定書の写しの提出を求ることとする。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バス事業）の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」とおり。

10. ~ 11. (略)

【別紙3】(略)

【別紙4】(略)

附 則（平成24年12月19日 国自安第122号、国自旅第372号、国自整第172号）

本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号）

本取扱い要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成28年9月23日 国自安第76号、国自旅第93号、国自整第101号）

本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請（12の規定にあっては、平成28年9月23日以降に許可するもの）から適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第270号、国自旅第340号、国自整第366号）

本取扱要領は、平成30年3月30日以降に許可するものから適用するものとする。

(2)

- ・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を証する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求ることとする。
- ・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことを証する書類の添付を求ることとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- ・運行管理者及び整備管理者の選任届出にあたっては、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記させるものとする。
- ・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。

(新設)

5. ~ 8. (略)

【別紙2】

1. ~ 8. (略)

#### 9. 受委託に基づき使用する事業用自動車

(1)

- ・受委託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受ける必要があるが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第4-1において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。
- ・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の添付を求ることとする。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バス事業）の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」のとおり。

10. ~ 11. (略)

【別紙3】(略)

【別紙4】(略)

附 則（平成24年12月19日 国自安第122号、国自旅第372号、国自整第172号）

本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号）

本取扱い要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則（平成28年9月23日 国自安第76号、国自旅第93号、国自整第101号）

本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請（12の規定にあっては、平成28年9月23日以降に許可するもの）から適用するものとする。

平成 30 年 3 月 15 日  
国 土 交 通 省

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについての  
一部改正案について

標記について、高速道路の S A ・ P A 等を活用した高速乗合バスの中継輸送を促進するため、管理の受委託に係る制度の明確化を図るため、「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて一部改正することとした。

併せて、その他所要の改正を行うこととした。

【改正の概要】

1. 受託営業所について

これまで、乗合バス委託型管理の受委託で委託者の保有車両を使用する場合、受託事業者は委託事業者営業所に受託営業所を併設し運行管理及び整備管理を実施することとしていたが、一の系統の一部を受委託する場合には、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置できることを明確化する。

併せて、一の系統の一部を受委託する場合には、委託者の営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては陸運事務所。）に提出を求めることがある。

また、一の系統の一部を受委託する場合であって、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置することとする場合は、受託者が自ら行う運行管理者及び整備管理者は、受委託事業の運行管理者及び整備管理者を兼務できることを明確化する。また、運行管理者の選任数については、受委託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に応じることを明確化する。

2. その他

所要の改正を行う。

【改正スケジュール】

平成 30 年 3 月中

# 【高速乗合バス】乗合バス委託型管理の受委託

一部委託

委託者車両使用

